

「消費者安全の確保に関する基本的な方針（案）」に関する意見の整理

該当箇所	意見概要
第1 消費者安全の確保の 意義に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター事故に関する記述も追加していただきたい。 ・日常の生活空間の中で起こりうる事故の再発防止のために中立な立場での事故調査機関の設置を明記していただきたい。（同旨8件） ・「こんにやくゼリー」ではなく、「こんにやく入りゼリー」ではないか。 ・消費者事故情報のフローに事業者も加えるべきであり、「消費者、地方公共団体、国」の後に、「事業者」も追加すべきである。（同旨1件） ・「消費者の安全」は、行政からのアプローチと消費者自らの知識の向上等が相まって確保されるものではないか。 ・「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」という記述は、あたかも事業者の事業活動と消費者利益の保護が対立するものであるかの誤解を与えかねないので削除すべきではないか。 ・「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」の後ろに「消費者被害の実態を適切に把握し」と追記していただきたい。 ・消費者安全の確保を図るための制度の企画や事故情報の報告・公表制度の在り方等の検討に関しては、食品製造事業者の意見を十分に聴取し、食品の生産・加工の実態、食品製造事業者の実行可能性等を十分に検討していただきたい。
第2 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項 1 消費生活相談等	
(1) 消費生活相談等の事務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）の引用部分について「地方公共団体」は「地方自治体」ではないか。 ・消費生活センターは消費者が相談することにより、消費生活センターから適切な助言を受けて行動する、ない

該当箇所	意見概要
	<p>し消費生活センターのあっせんにより解決を図ることを目的としているため、2ページ29行目の「相談する上で」を「相談し解決を図る上で」に修正すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、「集中育成・強化期間」後においても、継続的な財政的支援を行うべきではないか。(同旨1件) ・どこに住んでいても、消費生活相談を受けてもらえるよう、地方自治体の体制を整備するべきではないか。 ・地方自治体の自立を促すような記述を盛り込むことが望ましいのではないか。 ・各地方公共団体等の苦情処理斡旋において、金銭賠償の事案を含めたADR機能の充実を図ることとしていただきたい。
(2) 消費生活センターの設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページ18行目の「相談する上で」を「相談し解決を図る上で」に修正すべきではないか。 ・自治事務としての消費生活相談に国の財政的支援がどう可能になるかの議論と併せて、消費生活センターの設置の在り方についての基本的な方向を定める必要があるのではないか。
2 消費者事故等に関する情報の集約等	
(1) 情報の集約・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・「関係者の間で」の部分が明確ではないため、「都道府県警察、消防機関、保健所、医療機関等」と明記してはどうか。 ・「関係行政機関、地方公共団体及び国民生活センターは、・・・消費者庁に通知する」の部分に「事業者・事業者団体にも通知する。」と追記してはどうか。 ・「さらに、地方公共団体においては、・・・連絡調整の場を設ける等の措置を講じることが求められる」とありますが、関係者として公立私立を問わない学校組織等（保育園、幼稚園、学童クラブ、私学の連盟や大学生協なども含む）を明記してはどうか。 ・「関係各大臣は地方公共団体に対し適切と認める技術的助言等を行うものである。」の文末は、「行うものとする。」又は「行う。」ではないか。 ・安全基準の策定・見直し、制度の企画、執行体制の整備にあたっては、諸外国の制度や安全基準との調和も考慮すべきであるため、5ページ1行目を「また、関係行政機関においても、諸外国の基準や制度との調和に留意

該当箇所	意見概要
	<p>しつつ、例えば、安全基準の策定・見直しを始め消費者安全の確保を図るための制度の企画や個別作用法の執行に関する体制の整備に努める。」と修正してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターの果たす役割を基本方針として定めるべき。 ・ 万が一、重大事故等が発生した場合には、早急に行政当局による科学的な原因究明を行い、当該結果を踏まえた冷静かつ合理的に対処策を検討していただくとともに、迅速かつ適切な情報提供をお願いする。 ・ 安心・安全を確保するため詳細な情報収集が不可欠であり、「ヒヤリ・ハット情報」の収集についても検討する必要がある。 ・ 消費者庁自らの情報集約・分析体制の強化としての人員増強（又はその方向性を志向するものであること若しくはその必要性）について言及し、明確にその姿勢を示すべきではないか。 ・ 国民の企業に対する「苦情」をすべて行政で受け付けて、一元的に対処・管理してはどうか。
(2) 情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速性や的確性のみならず、効果的な情報発信にも努めるべきであるため、5ページ9行目を「～、消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信し～」と修正してはどうか。 ・ 「行政の対応への予見可能性を高める」の意味するところが理解しにくいのではないか。 ・ 政府は、注意喚起情報の公表に当たり、事業者・事業者団体とも連携し、事業者が政府等関係機関から、情報を直接受け取れる体制を構築することが重要であるため、5ページ16行目を「注意喚起情報の公表に当たっては、関係行政機関や福祉関係団体など関係諸団体、事業者・事業者団体等とも十分連携を図り、情報発信を強化するとともに…」と修正してはどうか。 ・ 「注意喚起情報の公表に当たっては、関係行政機関や福祉関係団体などの関係諸団体等とも十分な連携を図り、情報発信を強化する」とあるが、関係者連携先として、公立私立を問わない学校組織等（保育園、幼稚園、学童クラブ、私学の連盟や大学生協なども含む）を明記してはどうか。 ・ 国民生活センターとの役割分担が明瞭でないため、司令塔はどこか、だれの責任において情報提供するのが一目瞭然となるようにすべきではないか。

該当箇所	意見概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報公表のルール明確化」と「風評被害等への考慮」を並列的に書くべきであるため、5ページ21行目を『情報の公表に当たっては…情報公表のルールを明確にすることにより、消費者と事業者双方にとってわかりやすい情報提供に努める。また、機密情報の取扱いや公表することによる風評被害等についても十分に考慮する。』と修正してはどうか。 ・事故情報を公表することによる風評被害及び風評被害により被った損失の補償措置等についても、十分検討していただきたい。 ・情報の集約は、効率的に行っていただきたい。 ・「情報の発信」の段落に「消費者と事業者の情報交流の拡充」、「学校教育における消費者安全教育の強化」、「マス媒体を通じての啓発」を盛り込むべきではないか。
3 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求並びに事業者に対する勧告及び命令等	
(1) 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求	(意見なし)
(2) 事業者に対する勧告及び命令等	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業者に対する勧告及び命令等を行う可能性のあるすき間事案」とあるように、「事業者に対する勧告及び命令等を行う可能性のある事案」を「すき間事案」と限定するかのような表現せず、「消費者の安全を確保するために勧告及び命令等を行う可能性のある事案」とすべきではないか。 ・「すき間事案」に当たるか否かが一見して明確ではない事案については、過去の事案を「処理」するのではなく、将来の事案の発生を防止するための対策が求められることから、「当該事案を処理する機関」ではなく「当該事案を担当する機関」とすべきではないか。 ・6ページ17行目の「また、既存の制度についても…適時適切な見直しを行う」との記述は、消費者庁が制度を見直すかのような誤解を与え、二重行政につながる懸念があることから、「既存の制度についても、消費者の視点が反映され、消費者安全の確保が図られるよう、事業者の健全な発展にも配慮しつつ、適時適切に関与する」

該当箇所	意見概要
	と修正してはどうか。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「立入検査等の権限」とあるが、直前に「立入調査等」とあり、また消費者安全法第22条第1項も「必要な調査」、同条第2項も「立入調査」と定めているのであるから、該当箇所は「立入調査等の権限」とすべきではないか。
第3 他の法律の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「法第2条第6項の定める重大事故等」とあるが、「法第2条第6項に規定する重大事故等」とするのが妥当ではないか。
第4 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全の確保に関する施策効果の把握は、消費者委員会による統一的な定量基準による評価も導入し、各省庁の政策評価の妥当性も検証すべきである。 ・「各々の施策の特性に応じ、「消費者安全の確保」に係る効果をできる限り定量的に量る」、「評価結果については、当該施策に適切に反映させ」というのが、具体的にどのようなことか明確にしていきたい。 ・「関係行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」となっているが、正しくは「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」ではないか。「関係」が法令の名称のように読めるので、そうではないことを明らかにするための修正が必要ではないか。 ・関係行政機関は、消費者安全の確保に係る効果を定量的に把握した場合には、その結果を公表すべきであるため、7ページ15行目を「消費者安全の確保に係る効果を出来る限り定量的に把握するものとし、評価結果については、「結果を公表するとともに」、当該施策に適切に反映させなければならない」と修正すべきではないか。
第5 その他消費者安全の確保に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実効ある消費者政策を推進するためには、消費者の意見はもちろん、製品・サービスの開発・生産・流通等の実態を知る事業者の意見も聴いて反映することが必要である。情報及び意見交換を行う関係者のなかに「事業者」

該当箇所	意見概要
	<p>が含まれることなどを明記すべきであるため、7ページ22行目を「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するためには、消費者が消費生活を安全に営むために必要な幅広い情報を得て学ぶことができる機会の創出や、・・・ことが重要である。加えて、施策の実効性を確保するためには、商品・サービスの開発・生産・販売等の実態を踏まえるべく、事業者の意見にも配慮する必要がある。このため、関係行政機関にあっては、消費生活における取引・表示の適正化の取組、分野横断的な消費教育の取組みや、消費生活に関する消費者や事業者等の意見を施策に反映し、関係者間の情報及び意見の交換の促進を図るための取組み、・・・」と修正すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5については、第2で述べられるべきではないか。 ・「消費者の安全確保」として消費者庁と消費者委員会を設置したのであれば、基本計画だけでなく、基本方針の中にも消費者委員会の役割等を明記すべきと考える。 ・消費者の「情報を読み解く力」の向上の支援に取り組んでいただきたい。また、発信される情報の適正化も重要な課題である。 ・「学ぶことができる機会の創出」の他、「学ぶことができる環境整備」も必要と考えます。 ・消費者庁に欠陥住宅部門も入れてください。 ・表示や契約書類の用字が常用平易であることを求める必要はないのか。即座の適応が無理でも、段階的な対応を敷く必要はないのか。 ・権限・予算においても、地方分権の考え方が進められている時代です、「地域主権」の考え方を取り入れるべきと考える。 ・消費者基本法の理念にかんがみ、消費者自らの自立の項目を書き加えるべきと考えます。特に、行政側の財源が厳しい時代、自立した消費者を育て、自助防衛能力の向上を図るべきと考える。